

(第一類 第八号)

衆議院 第百二十九回国会 農林水産委員會

會議錄 第五號

101

內閣提出第二七号

林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

## 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣 提出第三回)

## 農林水産業の振興に関する件(農林水産業の基本本施策)

○竹内委員長 これより会議を開きます。

## 農林水産業の振興に関する件について調査を進

農林水産業の基本施設について質疑の申出が  
あります。

原木が西美の基本筋道について質疑の口申し出た  
ありますので、順次これを許します。亀井善之君。  
（以下略）

○鶴井(善)委員 先般 大臣から 所信の表明が  
ございまへど。これを受けて、若干の質問をさせ

なお、加藤大臣には、予算委員会に引き続いで

長時間にわたって大変お疲れのことと存じます  
が、よろしくお願ひを申し上げます。

なおまた、加藤大臣には、二度目の農林水産大

臣の御就任、心からお祝いを申し上げる次第でござ  
ります。平素、見えぬところでご苦労なことは多  
くござりますが、この度はお喜びの御就任に

ります。特に現下の農林水産業をめぐる課題は山積き、之からつけて二点、まして、そ

に上積をいたしておるけれども、さういふことは、

ます。ぜひ、長年のキャリアを生かして、国家国

民、また、この難しい時代に存分の御活躍を期待

をいたすものでもござります。

内閣は単独少數政権、あるいはまた、ちまたでは

いろいろ、短いんではなかろうか、こんなことも

ささやかれておるわけであります。いかにすぐれ

たキヤリアをお持ちの加藤大臣でも、これに打ち  
かっこはなかなか大変な二点ではなかろうか

な、こうも思うわけでもあります。

第一類第八号

そこで、大臣は、昭和六十一年にたしか第一回目の農林水産大臣に御就任をされておるわけでございます。そのときは自民黨の内閣という中での一員であつたわけでございますが、今回は新生党、こういうお立場であります。そこで、前回の所信と申しますか、そのお考えと、今回の、先般御就任をされ、所信の表明を伺つたわけでありますか、その辺の考え方、相違点があるものかどうかと、あわせて、新生党あるいは連立与党的農業政策、こういうものも含めてお考えを御披露をいただきたいと存じます。

意形成の上に立って、各般の施策を推進する所存でございますというようなことを申し上げたと思うわけでございます。

このよろんな、申し上げたことは今日においても依然として重要なものである、こう考えておりま  
すが、先般の所信表明においては、さらにその上に、今申し上げました、その後農林水産業をめぐる状況の変化、とりわけ農山漁村地域の活性化の重要性を踏まえといふところが大きく違つておると思います。

○加藤國務大臣　亀井先生の励まし、激励、まいりにありがとうございました。

また、委員長初め理事、委員の皆さん、こうやつて六時半からの委員会を開催していただいている。ということは、いかに委員長初め皆さん方が我が国の大林水産業に対し熱心に、そしてまた危機感を持つておいでいただいているかということをございまして、私自身、感激もし、また改めて責任の重大さを痛感いたしておるところでございます。

そして、これは先般の所信表明のときにも申し上げましたけれども、大変厳しい、大転換の今日の我が国の農政でござります。委員長、理事、委員の皆さん方の適時適切な御指導、御鞭撻をいただきながら、忌憚のない話し合いをして、今後この農林水産業の難局を処していくたい、こう思つておるところでございます。

そして、私が前回農林大臣のときの所信表明演説とこの間申させていただきました所信表明演説との違ひその他についてどう思うか、こういう御質問でございました。考えてみますとあのときは、調べてみましたら、昭和六十二年五月十五日に本委員会におきまして、その所信の一端を申し上げております。そのときの骨子は、我が国の農林水産業を、我が國経済社会の発展や国民生活の安定に果たす重要な役割を踏まえながら、国民の納得し得る価格での食糧の安定供給に努めることを基本として、与えられた国土条件等の制約のもとで最大限の生産性向上を図ることとし、国民の合

章形成の上に立って、各般の施策を推進する所存でござりますと、うようなことを申し上げたと思ふ。このような、申し上げたことは今日においても依然として重要なものである、こう考えておりましたが、先般の所信表明においては、さらにその上に、今申し上げました、その後の農林水産業をめぐる状況の変化、とりわけ農山漁村地域の活性化の重要性を踏まえといふところが大きく違つておると思います。

そして、その中身は、昨年十一月のガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の実質合意により、我が國農業、農村が新たな国境措置のもとで厳しい環境のもとに置かれておるという認識、そして、一昨年大議論いただきました新政策に即して、二十一世紀に向けた農業構造の早期実現を図り、農山漁村が多様で活力ある地域として発展していくかなければならない、これら辺が前回と今回とで比較的違つておるという、我が国の農林水産業の置かれておる立場も違つておるし、農政というもののもそこで違つてきておる、こう認識をいたしておりますところでございます。

○龜井(善)委員 先般、所信の中でも、農林水産業の役割並びに機能、こういう面で冒頭おっしゃつておるわけでもございます。そういう中で、地域社会の維持発展、国土や自然環境の保全、こいう一面で極めて多様な役割を果たしておる。あるいはまた農山漁村の機能、そういう一面で伝統的に裏づけられた個性に富む地域文化、あるいは人情と潤いに満ちた生活・余暇空間、こいう機能を強調されておるわけであります。そういう中で、今も若干お話をございましたが、こうした役割や機能を持つ我が国の農林水産業、農山漁村をめぐる状況は、経済の高度化、人口や産業の都市への集中、そういう変化の中で、従事者の減少、高齢化の進行、山村における過疎化の進行、こいう大変な大きくて変貌をしておるわけであります。

そこで、大体約十年ぐらい前に大臣は農林水産大臣に御就任をされ、そして今回の御就任、そ

いろいろ農政にお尽くしをいただいた、また今回、先ほどのお話をのように新農政の展開、あるいはガット・ウルグアイ・ラウンド、国際化あるいはまた冷戦構造の解消、日米関係、こういろいろの状況の変化があるわけであります、十年後の日本の農業、農村、どうイメージ、どんなものを描いておられるか、お聞かせをいただきたいと存じます。

○加藤国務大臣 前回のときに私自身は夢にも考えていなかつたミニマムアクセスの受け入れといふ事態がありました。そうしますと、ことしの秋から批准という問題でどうなるかということ、さらにこの期限が来る。十年というと、そのうち年にミニマムアクセスの六年が来るわけですね。そのときの我が国の国内情勢、世界情勢、またそのときの国会や内閣がどう処置していくかということ、うな、不測の事態というのは当然あると思うわけですがござりますが、まず、新政策を中心で申させていただきますと、あのときの御議論の繰り返しになりますのは思うのであります、農業労働は平成二年に比べて約三分の一程度に減少する。それから農家数は、二百五十万戸ないし三百万户程度になるとものと予想いたします。

そして、さらに詳しく申し上げますと、稻作を中心とした農業構造としては、個人または一世帯によつて農業が営まれている経営体、いわゆる個別経営体が十五万程度で、その三分の二が複合経営になる。また、複数の個人または世帯が共同で農業を営むか、あるいはこれにあわせて農作業を行つて経営体、いわゆる組織経営体が二万程度にならぬものではないか。こういうようになつて、こういった個別経営体群と組織経営体群が地域農業の根幹を担う経営体として稻作生産の八割程度を占めることになるというよう展望をしておるのではありません、もう議論していただきたいとおりでござります。

そして、まあ経営規模としては、個別経営体では稻作中心の単一経営で十から二十一ヘクタール程度、稻作と他の集約作物による複合経営で五ないし十ヘクタール程度、そして組織経営体では一ないし数集落相当程度に拡大するという展望を持つておるわけでござります。また、そういう中で昨年の消費者のニーズの多様化、物流コストの上昇等の傾向が見られるわけで、販売形態も多様化し、産地の大型化が進む、こういうようく新政策でうたつておる線になつていく、私もそう思つております。

○鷲井(善)委員 そういう中で、今も若干規模の問題、経営の問題、こういうお話をございましたが、いわゆる農家の生産力、基本労働力、新規の学卒者、最近全国で千七百人ぐらいしか就農者がなないとか、あるいは六十五歳以上の方が、昭和五十五年ころは一七%であった、しかし平成二年には二九%。もうそういう面から、農業から若者が出ていつてしまつて高齢者が残るような、労働力が弱体化をするとか、あるいはまた耕作放棄地、登記簿上は地目は水田、こういうようなことでありますけれども、耕作を放棄するような田んばが出てくる、こういうことが十分考えられるようになりますけれども、そういう面で、今のお話の中で若干その辺、十年後の労働力の問題、これらのことについてどのようにお考えになるか。

○入澤政府委員 十年後の農業の基本的な構造でござりますけれども、まず、農地の流動化が毎年七万ヘクタールぐらいずつ進んでおりまして、六年から平成四年の過去七年間で四十九万ヘクタール移動しています。今後、跡取りのいない高齢農家の持っている農地が四十二万ヘクタールぐらいありますので、これらを含めますと、百七十万ヘクタールぐらい流動化するのじやないかと、いうふうに見られます。

それから、農業労働力につきましては、今大臣が農業就業者、農家世帯の戸数を申し上げたとおりでございまして、ここはしかし、新規参入の可能性をさらに追求すると同時に、兼業農家の生産

の組織化とかあるいは経営の複合化とか、そういうことも含めまして、可能な限り労働力を確保していきたいというふうに考へておられるわけでござります。

それからまた、農家そのものがどのようになつていくかということをございまして、昭和六十年のときには、三ヘクタール以上のシェアというのは一三・四%あつたのですけれども、平成三年には一八・八%にこれは拡大し、さらにこの拡大のテンポが速まつております。その意味では、大臣が申しましたように、規模の大きな農家層がかなりできていくのではないか。しかし、それだけでは十分ではありませんで、当然複合経営を中心とした兼業経営というのもかなり残存するといふ見通しております。

○龜井(善)委員 なかなか難しいことありますけれども、やはり國の方向を示すのは政治家の役目だ。こうおっしゃっている先輩があるわけでもございます。それができなければ役人以下だ、こんなことも有名な政治家がおっしゃつておるわけありますけれども、加藤大臣、もうこの厳しい変化、そういう中でいろいろ環境が変わる、あるいはまた、今申し上げました労働力の問題であるとか新規参入であるとか、複合化の問題、先を見据えたいろいろなことをお話しただいたわけでございますが、ぜひ日本の農業がしっかりと継続できるよう、お願いを申し上げる次第でござります。

そこで、先ほどの前回の大臣御就任のときのお話の中で、「二十一世紀へ向けての農政の基本方針」、このことをおっしゃり、「国内の供給力の確保」あるいは「国民の納得し得る価格での食料の安定供給」、このことを先ほどもおっしゃつたわけでありまして、「与えられた國土条件等の制約の下で最大限の生産性向上を図る必要があり、これに焦点を合わせて諸施策を運営」をいたしたい、こうおっしゃつておるわけであります。これは今日、この成果と申しますか、実績と申しますか、こ

れらのことについてお考えをお聞かせをいただきたいと存じます。

○加藤国務大臣 基本方向の、私が前回のときに申し上げまして、今日どうなつておるか。今申し上げました、當時土地利用型農業は規模拡大が重

要であるということで、目標数値を挙げてはいなかつたのであります。当時、規模拡大の方法として、借り入れ地拡大あるいは作業受託等、いろいろお示ししておったと思うわけでございまして、それを調べてみると、借地等の農地の流動化量は、昭和六十一年から平成四年の過去七年間で四十九万ヘクタール達成いたしております。また、

近年、農家の階層分化が進展しまして、全耕地面積に占める三ヘクタール以上のシェアが拡大しつつあります。都道府県全体で見ますと、これらの農家のシェアは昭和六十年に一三・四%であったものが平成三年には一八・八%に拡大して、そのテンポを進めています。このよう着実な成果があつたと考えておるわけでございますが、な

お、体質強化の急緊実現という現下の重要な課題にかんがみまして、御存じのように、昨年八月に施行されました農業基盤強化促進法を軸にさらに各般の農地流動化というものを強力に推進してまいらなければならぬ、こう考えております。そして、そういう耕地面積の保有シェアの推移の表を見ますと、今申し上げたようなところは非常に進んでおるのでござりますけれども、例えば一ヘクタールから一・五ヘクタール、一・五ヘクタールから一・〇ヘクタール等は、昭和六十一年から平

成三年のうちにシェアがほとんど変わつてない、こういう点もある面ではひとつ注目しておかなくてはならないのではないかと考えております。

○龜井(善)委員 いわゆる水田農業を初めとして、土地利用型農業、その体質強化、この面におきましても、今お話ししただけきましたようなそれなりの成果、またいろいろ反省をするところもある、このようにも受けとめるわけであります。

そこで、さらに所信の中でも、「需要の動向に応じた生産性の高い農業の展開」、このようにおっしゃつておるわけであります。

ておるわけでもござります。「合理的な土地利用方式を実現するとともに、水稻、麦、大豆、特産農作物等の生産性の高い主産地を育成する」、この

ようなこともお話をされておるわけでもございます。これはそれなりに、その主産地の育成等々は行われておる、私もこのようにも考へておるところでもございます。ぜひこのことにつきましても、さらに時代の変遷、そういう中で、今後とも新しい農政を展開する上でも特段の御努力をいただきたいとお願いを申し上げる次第でござります。

また、その中で、「バイオテクノロジー等先端技術の開発・普及」をおっしゃつております。そして、さらに「ニューメディアを活用した情報システムの整備」、このことをおっしゃつておるわけでもございます。しかし、今回、実はきょうの新聞でもござります。しかも、まさにこの高度情報化社会といふ中で、二〇一〇年に向かって光ファイバー網の整備、こんな記事も出でます。しかしながら、それでもござりますように、農水省としてもこの高度情報化社会に対応するいろいろな施策を進めなければなりません。私はこう思つておるわけでござります。

先般政務次官から予算の説明を受けたわけでござりますけれども、その中にも、これだけこれから大変重要な分野であると思つことが入つておられる、細かいところには入つておるかと思ひますけれども、やはり大きな問題として農水省はこれを取り上げて、特に生産地と消費地との関係であるとか、あるいは市場との関係であるとか、これは積極的に進めるべきことではなかろうかな、私はこう思います。

そこで、この「ニューメディアを活用した情報システムの整備」、こういう問題について、どうお考えになつておるか、お伺いをいたしたいと存じます。

○加藤国務大臣 細かいことは事務当局に御必要ございましたら答弁させますが、七年前この問題を考えになつておるか、お伺いをいたしたいと存じます。

そこで、この「ニューメディアを活用した情報システムの整備」、こういう問題について、どうお考えになつておるか、お伺いをいたしたいと存じます。

とき、私は農林水産業は今こそ今龜井委員がおっしゃつたよつなものに真剣に取り組まなければなりません。こう考へておるわけでございまして、コン

ピューターネットワークあるいはケーブルテレビ、特に衛星通信を活用した経営診断や農業技術情報、気象情報の提供など、本年度予算におきましてもこれらニューメディアの活用を進めていきます。そして、今後とも農業、農村の活性化あるいは農業、農村への国民理解の増進に向かってニユーメディアの活用を図つてしまいならないと考へておるところでございま

る、この機会にお願いを申し上げる次第です。○入澤政府委員 今大臣が申しましたとおり、具體的に申しますと、私どもで所管している構造改善事業の中に、これはCATVの設置予算がかなり入っております。補正でも生活関連予算として非常に優遇されまして、かなりな地区でCATVの放送網が形成されつあります。これを通じて、全国の農家層に昔ありましたNHKの「明るい農村」的なあいふうな映像を届けて活性化を図ろうということをまず考へております。

それから、ことしの秋には、宇宙衛星を通じまして、気象情報であるとか農産物の市況情報であるとか、こういうものを各農家に伝達していくとともに、優遇されまして、かなりな地区でCATVの放送網が形成されつあります。これを通じて、全国の農家層に昔ありましたNHKの「明るい農村」的なあいふうな映像を届けて活性化を図ろうということをまず考へております。

さらに、現在ふるさと情報センターというのがございましたけれども、このふるさと情報センターを通じまして、生産地の情報を消費地で受けとめて、消費地の消費者ニーズを踏まえて生産地にフィードバックして、そして消費者が好む、消費者ニーズに合った商品を生産する仕組みをさらに強化していきたいというふうに思つております。

そこで、この「ニューメディアを活用した情報システムの整備」、こういう問題について、どうお考えになつておるか、お伺いをいたしたいと存じます。

○加藤国務大臣 細かいことは事務当局に御必要ございましたら答弁させますが、七年前この問題を考えになつておるか、お伺いをいたしたいと存じます。

そこで、この「ニューメディアを活用した情報システムの整備」、こういう問題について、どうお考えになつておるか、お伺いをいたしたいと存じます。

情報であるとか、新品種の登録の情報であるとか、あるいは新技術の開発の情報であるとか、そういうものを各農家に伝達していく仕組みを考えております。

いずれにしましても、このニューメディアをフルに活用いたしまして、農業の活性化を図つてみたいと考えております。

○龜井(善)委員 ゼひこの促進、推進をお願いを申し上げる次第でございます。  
なお、農村地帯に、かつて私どもそれを利用しておった経緯もござりますけれども、農協が有線放送というシステムを持っておりました。しかし、都市化をしておりますのでそれが撤去されるとおわけございますけれども、やはりあのシステムというのは有線でのことでござりますので、CATVなりあるいはまたいろいろこれを活用する、こういうことは、現在あるものでありますので大変有効的なものではなからうか。ぜひその辺のことわざせてお考えいただきまして、その推進方をお願いを申し上げる次第でございます。

そこで大臣、例の「新しい食料・農業・農村政策の方針」、いわゆる新政策、私ども、これ自民党ですとその政策を煮詰めてまいつたわけでもござります。所信の中にも、これに即していろいろおやりいただき、このようにお述べをいただいておるわけでございますが、具体的にどう今後お進めをいただくか、この辺、大臣のお考えをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○加藤国務大臣 大変熱心に平成三年、四年かけて新政策を議論し、お決めいただいた、その御労苦と御努力に対して改めて敬意を表する次第でございますが、そのときも議論され、そして目指す方向はお決めいただいているわけでございますが、重ねて申させていただきますと、この新政策といふのは、農家の高齢化の一層の進展あるいは新規農業者の著しい減少など、若い手の確保が深刻になつておるということ、そして世界的な食糧需給が逼迫基調という見通しに立つて、それらを背景として、国際的食糧需給を踏まえた我が国が

るべき食糧政策を明らかにされておるとともに、改めて環境と農業のかかわり、食品の安全性の確保など消費者対策等、新たな視野を置きつつ、農業、農村政策全般について総合的なビジョンを取りまとめられたものである、こう認識しております。私もこれを今誠実に、そして着実に前進させていかなければならぬと考えております。

○龜井(善)委員 そこで、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意、この問題につきましては、いまだ国会での御説明、こういうものもないわけであります。しかし閣議で了解をされ、これら

の問題等々に関連をいたしまして緊急農業農村対策本部を設置されたわけでもあります。この中でいろいろ検討を進めていく。このようにもおつしやつておるわけでもあります。その今日までの検討と、もう半年になるような期間を経過をしておるわけでありまして、さらに今後の方針と、あわせて農政審議会という機関、ここでいろいろ議論を踏まえている、今いろいろの地方で農政審の人たちがお話を伺つておられるというようなこと

も承知をしておるわけでもございます。この農政審、さらには私ども国会の場でのいろいろの議論、こういうものをやはり十分やらなければならないわけでありまして、どうも国会が軽視をされておるんではなかろうか、こうも考えるわけであります。

そこで、この緊急農業農村対策本部においての検討、どういうものが今なされおるのか。そして、農政審の議論を踏まえて施策を進める、こういうようなことをおつしやつておるわけでござりますが、農政審と国会との関係、このことについてお伺いをいたすものであります。

○加藤国務大臣 私も龜井委員と全く同じような考え方を持っておりまして、一日も早く国会でウルグアイ・ラウンドの報告を行い、そこから本格的論戦を開いていたたくことが大切であつたが、農政審はお決めいただいているわけでございますが、農政審の御意見も我々は真剣に聞いております。

そこで、この緊急農業農村対策本部においての検討、どういうものが今なされおるのか。そして、農政審の議論を踏まえて施策を進める、こういうようなことをおつしやつておるわけでござりますが、農政審はまだ幅広く国民各界各層の御意見を今承つております。昨日、第七十七回目の農政審議会を開いたわけですが、要は、國權の最高の決議機関であり、唯一の立法機関は国会でございます。国会においてそいつた問題について幅広く議論し、そして日本の農業、農林水産業、そして国際化時代における日本の立場、いろいろな観点から議論していただけるときが来たという意味で、私は両方、農政審の御意見も我々は真剣に聞くべきではないませんが、それを判断し決定していただくのは国会である、こう思つております。

大変失礼しました。あしたではなくてあさつて、きょうは一日ですから、三日のようでございます。大変期待をいたしておりますところでございます。

○龜井(善)委員 どうも農政審、いろいろなものであります。がそこで議論をされて、それで国会に出てくる。先般米の問題についても、いわゆる外國米の価格の問題、そういうのもあるいは米審の懇談会といふようなところいろいろお決めになつた、それが実施に移つた。国会の場での議論、こういうものが私はなかつた、こう思つておりますし、ぜひそういう面で、それは農政審のお考えを伺われるのも結構でありますけれども、やはり十分時間をとつてこの場でいろいろ議論をするということが大変大切なことではなかろうか、そういう面で大変先般米の農水省の対応というのには不満を持つておるわけであります。

なお、もう一つ、先ほども私申し上げた緊急農業農村対策本部、これを設置をされて、いろいろの課題について答弁をいたしかなかつたところでございます。

したがいまして、政府としては、片一方では總理の諮問機関でございます農政審の御意見、この農政審はまた幅広く国民各界各層の御意見を今承つております。昨日、第七十七回目の農政審議会を開いたわけですが、要は、國權の最高の決議機関であり、唯一の立法機関は国会でございます。国会においてそいつた問題について幅広く議論し、そして日本の農業、農林水産業、そして国際化時代における日本の立場、いろいろな観点から議論していただけるときが来たという意味で、私は両方、農政審の御意見も我々は真剣に聞くべきではないませんが、それを判断し決定していただくのは国会である、こう思つております。

大変失礼しました。あしたではなくてあさつて、きょうは一日ですから、三日のようでございます。大変期待をいたしておりますところでございます。

○龜井(善)委員 どうも農政審、いろいろのものであります。がそこで議論をされて、それで国会に出てくる。先般米の問題についても、いわゆる外國米の価格の問題、そういうのもあるいは米審の懇談会といふようなところいろいろお決めになつた、それが実施に移つた。国会の場での議論、こういうものが私はなかつた、こう思つておりますし、ぜひそういう面で、それは農政審のお考えを伺われるのも結構でありますけれども、やはり十分時間をとつてこの場でいろいろ議論をするということが大変大切なことではなかろうか、そういう面で大変先般米の農水省の対応というのには不満を持つておるわけであります。

なお、もう一つ、先ほども私申し上げた緊急農業農村対策本部、これを設置をされて、いろいろの課題について答弁をいたしかなかつたところでございます。

したがいまして、政府としては、片一方では總理の諮問機関でございます農政審の御意見、この農政審はまた幅広く国民各界各層の御意見を今承つております。昨日、第七十七回目の農政審議会を開いたわけですが、要は、國權の最高の決議機関であり、唯一の立法機関は国会でございます。国会においてそいつた問題について幅広く議論し、そして日本の農業、農林水産業、そして国際化時代における日本の立場、いろいろな観点から議論していただけるときが来たという意味で、私は両方、農政審の御意見も我々は真剣に聞くべきではないませんが、それを判断し決定していただくのは国会である、こう思つております。

大変失礼しました。あしたではなくてあさつて、きょうは一日ですから、三日のようでございます。大変期待をいたしておりますところでございます。

○龜井(善)委員 どうも農政審、いろいろのものであります。がそこで議論をされて、それで国会に出てくる。先般米の問題についても、いわゆる外國米の価格の問題、そういうのもあるいは米審の懇談会といふようなところいろいろお決めになつた、それが実施に移つた。国会の場での議論、こういうものが私はなかつた、こう思つておりますし、ぜひそういう面で、それは農政審のお考えを伺われるのも結構でありますけれども、やはり十分時間をとつてこの場でいろいろ議論をするということが大変大切なことではなかろうか、そういう面で大変先般米の農水省の対応というのには不満を持つておるわけであります。

なお、もう一つ、先ほども私申し上げた緊急農業農村対策本部、これを設置をされて、いろいろの課題について答弁をいたしかなかつたところでございます。

したがいまして、政府としては、片一方では總理の諮問機関でございます農政審の御意見、この農政審はまた幅広く国民各界各層の御意見を今承つております。昨日、第七十七回目の農政審議会を開いたわけですが、要は、國權の最高の決議機関であり、唯一の立法機関は国会でございます。国会においてそいつた問題について幅広く議論し、そして日本の農業、農林水産業、そして国際化時代における日本の立場、いろいろな観点から議論していただけるときが来たという意味で、私は両方、農政審の御意見も我々は真剣に聞くべきではないませんが、それを判断し決定していただくのは国会である、こう思つております。

大変失礼しました。あしたではなくてあさつて、きょうは一日ですから、三日のようでございます。大変期待をいたしておりますところでございます。

○龜井(善)委員 どうも農政審、いろいろのものであります。がそこで議論をされて、それで国会に出てくる。先般米の問題についても、いわゆる外國米の価格の問題、そういうのもあるいは米審の懇談会といふようなところいろいろお決めになつた、それが実施に移つた。国会の場での議論、こういうものが私はなかつた、こう思つておりますし、ぜひそういう面で、それは農政審のお考えを伺われるのも結構でありますけれども、やはり十分時間をとつてこの場でいろいろ議論をするということが大変大切なことではなかろうか、そういう面で大変先般米の農水省の対応というのには不満を持つておるわけであります。

間に思います。そこで、ぜひさらにはこの問題に一層の御努力をしていただきたいとお願いを申し上げる次第でございます。

多くの消費者を行列させた、例の平成の米騒動、米の供給と価格の安定を目的とする食糧管理制度が機能しなかった。食管制度が農政の根幹と言ひながら、米騒動の責任をだれもとらない。もう新聞でも食糧庁など要らないのではなかろうか、こんなことが言われているようなことでもあります。

この大変厳しい経済状況と長引く不況、これを乗り切るためにそれぞれの企業は本当に血の出るような努力をしておると思います。人員整理であるとかあるいはまだリストラ、もう本当に苦しい、それをしかし何とかそれぞれの民間の企業は乗り越えなければならない、こういう努力をしております一面、今回のこの米の問題につきましては、果たして、やはり親方日の丸だな、こう言われても仕方がないようなところがあるのでなかろうかと率直に思うわけであります。

そこで、食管法の問題は、既に三百万トンにも及ぶ大量の自由米、いわゆるやみ米が流通されている。この現行制度における建前との乖離というのは年ごとに拡大をして、もはやこれを放置できないう段階に来ておる。政府米の極度の集荷難、あるいは全体の米の流通が政府米から自主流通米へ、自主流通米からやみ米へと変わる、そういう中で、低価格での政府米の集荷はますます難しくなつてきているようなわけでありますし、さらには生産調整の形骸化、減反非協力農家が全国的に広がろうとする、こういう傾向にあるわけでございまして、この今までいけば、政府が直接管理する米といふのは極端に申せば輸入米だけになつてしまふ、こんなことすら考えなければいけないようなときに入っているのではないかろうか。

食管制度の抜本的改革は避けて通れない、こういう中で、新しい米の流通システム、これも農政

審でいろいろ今意見を伺つておられる、このよう

やはり政府がそれなりのことをやらなければならぬ  
もあるいはお咎えになるかもしませんけれども、  
しかししそれでは間に合わないと思うのです。

ないわけでありまして、先ほどの緊急農業農村村  
策本部の問題でも、どうもそういうものだけ設置  
をして、本当にこの厳しい経済状況の中で民間企  
業が血の出るような努力をされている、そういう  
中で役所の対応というものは大変おくれておる、

こう申してもよろしいのではなかろうか。  
そこで、新しい米の管理システム、こういうう  
で、食管制度の問題についてどうお考えになつて  
いるか、承りたい次第であります。

いわゆる平成米騒動、私たち政治の場にある者としては本当に胸を痛め、また心配したことであるということについては、全く同感でござります。そして、そのことが食管制度といろいろ結びつけられて考え、議論されたというのも事実でございます。

が、私は、食管制度があつたからこそ早くこの騒動はおさまつたということと考えております。

しかし今日、各界各方面から食管制度に対するいろいろな提言、お話をござります。それぞれの提言、お話を今兼聽こ、そして真剣に取つておる。

ところでございます。また、そういう面につきましては、農政審のことをまだおつしやつっておられましたが、もちろん農政審からも御意見を承り、そして私は、生産、集荷、流通、こういった各分野について総合的に判断して食管制度といふ

ものを勧めさせていただきたい。要は、生産者が再生産意欲を持ち、そして消費者が安心できるように、一定供給をしていくというこの制度に、どの程度、どうやって市場原理を導入しあるいは競争原理を持ち込むかということについては、皆さん方の御

意見も承りながら検討していきたい、こう思つておるところでござります。

のを踏まえていろいろ対応しなければならない  
二〇思つので二。

そこで、この食管制度の改革、改正、大体どういうスケジュールでこれから進めていかれるものか

どうか。先ほど大臣から、いろいろ意見を見をおまとめになつて、いる、このようにお考えをお示しをさせられたわけでござりますけれども、その辺、その日程的、スケジュール的なもの、特に、これからもう新米の集荷をしなければならないようなどきに来て

ておりますし、大変急がなければならないことであります。大変はなかろうか。今年度のお米についてその対応をしつかりやらなければならないときにしておりまますので、このことについてお答えをいただきたいと思ひます。

○上野(博)政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げる前に、先般、三月を中心とした例の米の供給の不安定な状態につきましては、大変國民の皆様にも御迷惑をおかけしたということでおわびを申し上げたいというふうで、心からおわびを申し上げたい

思つております。誠意努力をいたしておりまして現在でもなお引き続き問題が起らぬように十分の注意をしながら事に当たつてゐるつもりでございますので、またひとつよろしく御指導のほどお預けを申上げたいと存ります。

お尋ねの件でございますが、現在の農政審議会の御検討が、大体七月の下旬には中間的な取りまとめということで基本的な大きな方向づけがなされることになるのではないかとうふうに思つております。大変ピッチを上げた検討がこれからおこな

行われようという状況でございます。秋には例の会議も開催されるので、その際に御了承をうながす形で、ウルグアイ・ラウンドの合意を批准するという機会もあるのではないかと想いますが、これは国連の御予定でございますので、申し上げられないのでござりますけれども、そういう段階

取りになるのではないかとうふうに考えますが、その際には、やはり関連する食管法の改正を行うわけなければならない。最低限何項目かについての改正が必要だというふうに考えてみると、そこでございまして、その際にどういうよう

な改正案の内容をまとめるか、この辺が今後の農政議論の参考となるべきものであります。

政審議会のお考えのお取りまとめの方針つけや何とかとも絡んで判断の対象になつてまいるといううに考へておるところでござります。

○鷲井(善)委員 秋というお話ですけれども、今  
の米の需給計画、これからまいりますと、いわゆ  
る沖縄であるとか九州、早場米の米の集荷を十  
分お考えになつて需給計画をおつくりになつてお  
るのではないか。そういう中で、新米の集荷の  
のではなかろうか。そういう中で、新米の集荷の

問題、ちまたで言われているようにもう既に契約がなされているとか、一粒も政府に来ないと云ふようなことになつてしまふ懸念というのはあるを除けばありますて、あるいはまた、自ら流通業者の再開、こんなことをおつしやつて、色々の

題をどうするか、いろいろ耳にするわけでござりますけれども、果たして今のような秋にといううなことで、この端境期に向かう需給、この対応ができるのかどうか。私は、またこの間と同じように、新米が出た時点で米の騒動という問題がまた

燃をする心配もするわけでありますけれども、今  
のスケジュールというか考え方、果たしてよろし  
いものかどうか、その辺、端境期の問題等につい  
てお考えを伺いたいと思います。

○上野(博)政府委員 先ほどの私の説明、ややむ  
わかりいただきにくかった点があろうかと思つたこ  
とは、食管制度の手直し、修正、改正の問題でござ  
ります。ただいまの御質問のことしの端境期の問  
題につきましては、私どもやはり大変心配をいた  
しまして、

しているところでございます。  
ただ、このところいろいろ我々の方に入つてき  
ります情報によりますと、全国の生産者が大変  
稻作の意欲を高めておられまして、復田の面積も  
大体到達されるのではないかとうような感じの  
ところでございます。

お話を多うございますし、それから、幸いなことに、早場米の地域の天候が大変いいぐあいに推進をしているということでございまして、我々が期待をしているお米の生産が、少なくとも超早場米早場米については実現をするのではないかといふ

ふうに期待をしております。

それからまた、端境期の時期に向かいまして十分なおいしいお米の供給を図つていくということが対策の重要なポイントだというふうに考えておりまして、オーストラリアからこしの新米、この春、向こうの秋でござりますが、とれました新米を輸入するということで今やつておるところでござりますし、それから、去年のお米もその時期に供給できるものがある程度の量ございますので、そういうものを使いまして十分な供給を図つてまいり、それによって問題を回避してまいりたいというふうに考えております。

○龜井(善)委員 机の上ではそういうお話をもしれませんけれども、実はことのあの米の問題、昨年の不作というのは、そして米が足らなくなるというの、八四という数字が出たりして、それはもう昨年の秋からわかつていた話であつて、それが二月、三月、船便が届かないとか、いろいろ机の上ではそういう計画を十分なさつておつたわけですが、現実はあるのよくな実態。今のお話も、早場も生育状況がと。しかし、価格の問題、現実に実際も生じたか。これは平時であつてもほとんどできなかつた数字じゃなかろうか。それにあわせて、このような価格の問題、実際幾らになるのか、それはとてもわからぬ。そしてまた、現実にいろいろもう既に契約なりお金が払われている。こういうような状況からいいますと、なかなか今の問題というのは実現不可能なところが多分にあるのじやなかろうか。

そういう面で、特に今米の消費が、三月、四月の連休前まで、あのころはそれなりに消費があつたと思ひますけれども、連休以降やはり米の販売というのは落ちてきている。私は、米離れが出てきているのではないかと。そうしますと、また新米が出てまいりますと、やはり日本の新米、この需要というものがまた出てくる。そういうこと

になるとなれば、文政省里大二にて留早昌長二へうき  
す。

○上野(博)政府委員 平成六年産米の新米が出来  
るようになりますと、恐らく需給の状況もふだん  
の年の状態にだんだん復していくというふうに考  
えているところでございまして、自主流通米の価  
格形成機構の活動もそれに合わせて再開をしてい  
きたいというふうに考えているところでございま  
います。

時間の関係で、あと自主流通米の入札の再開、  
これはいつからおやりになるのか。価格の問題に  
もつながるわけでござりますけれども、ます簡単  
にこのことについてお聞かせをいただきたいと思  
います。

十分考えられるのではないかろうか。そのことを踏  
まえてぜひ適切な対応をしていただきたいとお願  
いを申し上げておきます。

とにかく、政府監督官として起与場所にして、  
荷をしていくことになりますと、価格形成機  
の問題が重要な問題点になるということは先生御  
指摘のとおりでございますので、価格形成機構の  
再開もその時期からでありますように、七月の中、下  
旬になりましようか、それぐらいには再開できる  
よう、現在同機構の方でもいろいろと手続等に  
ついて検討いたしているところでございます。そ  
れが決まり次第、そういう段取りに移つてまいり  
たいというふうに考えておるところでございま  
す。

○鶴井(善)委員 それでは、輸入差益の問題、一のことについてお伺いをいたしたいと存じます。タイ米が残っている、在庫がふえて実は困っているというのが実態ではなかろうか。政府が売却をされる、そういう中で若干出荷抑制をされた、こういうことは承知をしておるわけでござりますが、現実はなかなか、滞貯しているというのが実態であります。そういう中で、このタイ米の引き下げ、こういうことはお考えにならないのかどうかといふことが一点。  
さるに、実は昨年十二月、ウルグアイ・ラウンドの米の部分開放、こういう決定のさなかに、農業

共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律、これが有つという間に通過をした。こういうことで、外国産米の輸入差益は全額共済再保険金、こうしたことになつたわけであります。

そこで、昨年の農業共済再保険の支払い額といふのはどのくらいになるものか。そして、先般報道で、また報告をいただいて、政府が約四百何十億かの差益を補てんした、こういうことも伺つておるわけでございますが、現在、支払った残額はどういう形で処理されているものか。不足分、これは一般会計から借り入れておられるのか、あるいはまた財投の借り入れ、こんなことではなかろうかなど、こう思います。

そこで、来年度以降ウルグアイ・ラウンドの問題、ミニマムアクセスの問題、あるいはさらにはその先、この輸入差益についてはやはり食糧管理会計、こういう中で、消費者からも理解をされるとかもしませんけれども、本来的には私は、一般会計からこの農業災害については補てんをする、そしてさらに、この差益については、米の備蓄の問題であるとかあるいは端境期の新米が高騰する、こういうような対応に対しての消費者への還元であるとか生産合理化のための農業対策経費、こういうような差益の使い道を國民にわかりやすく説明をする必要があるのでなかろうか、このように思います。

そこで、差益とあわせて、農業共済再保険にのくらいい現在支払つておるのか、このことについて御説明いただきたいと思います。

○東(久)政府委員 保険、いわゆる農業共済の關係でございますが、昨年の冷害等によりまして、水稻については共済金約四千四百億円支払いました、そのうち再保険金が約三千九百億円といふ、いずれも過去最大の、未曾有の大変な支払い額になりました。それで、先ほど先生から御指摘のとおり、法律に基づきまして、中身は詳しく申し上げませんが、今回、五月二十日に第一回目の食管

特別会計から農業共済再保険特別会計に振り込まれました金額は、四百八十億円繰り入れられております。

そのあとの件につきましては、食糧庁長官の方からお答えいただきたいと思います。

○上野(博)政府委員 農業共済再保険特別会計に食管から繰り入れました四百八十億円という金額は、これは平成五会計年度中に、去年の十一月一日以降生じた輸入米の売却に伴う差益を大体概数で計算をいたしまして、五百三十億ぐらい発生しているわけでございますが、それの、まだ経費關係がはつきりしないところもございますので、九掛けをいたしまして、四百八十億円という数字を出して、入れたわけでございます。

平成六年度分の差益につきましては、まだ現在買い入れ、売り渡しとも行われているわけでございまして、これからさらに数字が動いてまいるわけでございますので、十月末までこの活動を继续保持して、その上で、締めた上でさらには繰り入れをしていくということになろうかと考えております。

それから、最初の方の御質問で、タイ米の関係の御質問にお答えをしておきたいと思うのでござります。

確かに売れ行きがよくなくて小売の店頭に積んであるというようなことが見られるわけでございまして、私どもも流通在庫の圧縮を図るよう、先ほど委員のお話にもございましたように、私たちでも売り方にについて調整をいたしているところでございます。たゞ、業務用米の面でタイ米は予定どおり売れているということでもございますので、少し時間を余計かけて売つてしまいたい、そうすれば十分売れるだろうというふうに考えております。

値引きの問題も議論になつておりますが、値引きということが必ずしも消費者へ即ダイレクトにいくといふふうに思えないとこもありまして、中間段階でのそれこそ差益になつてしまつて、国

内米との関係で決められている現在の価格によって当面売つてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○竹内委員長 答弁漏れがありますね。

今後の差益をどういうふうに還元するかという問題がある。

○上野(博)政府委員 この平成六米穀年度中に生じます差益につきましては、今私申し上げました

ようなことで、処理の方針が例の法律によつて決まつてゐるわけでございます。さらに、その後ミニマムアクセス等で出でてることとの関係につきましては、今後いろいろな観點から検討がなさ

れるであろうというふうに考へてゐるところでござります。

○龜井(善)委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、ぜひ二度とあのようなことにならないよう万全な体制をしいていただくようお願いを申し上げ、またぜひタイメの問題につきましても、いろいろお話を申し上げたいこともございま

すけれども、やはり実態、こういうものを踏まえいろいろの対応をしていただきたい、このことをお願ひを申し上げまして終わります。ありがとうございました。

○竹内委員長 池端清一君。

○池端委員 社会党の池端清一でございます。加藤大臣始め皆さん、大変遅くまで御苦労さま

でござります。

私、農林水産委員会に所属するのは今回が初めてでございまして、質問するのも初めてでござります。したがいまして、多少的外れの点もあるかと思いますが、平に御容赦をお願いをしたいと思ひます。

まず最初に、平成六年産麦の政府買い入れ価格の問題について一二お尋ねをしたいと思います。政府は三日の米価審議会で今年産生産者麦価を諮問すると承知をいたしておりますが、食糧庁から出されましたがこの「麦をめぐる事情」という資料を見ますと、麦の作付面積が平成元年の時点では全国で三十九万七千ヘクタールあつたもの

が、平成二年以降減少に転じてゐる。平成五年產については四麦計で二十六万一千ヘクタール、こ

ういうふうに数字が出ておるわけでございます。

私は北海道でございますが、麦の主産地であります

北海道におきましても事情は同様でございま

す。平成元年の十三万三千ヘクタールに対し、平

成五年は九万六千ヘクタールと大幅な減少を続け

て、平成四年、平成五年は据え置き、

こういう状況になつておりますが、大体一八%に

も及ぶ価格の引き下げが行われた、これが生産者

の生産意欲というものを阻害し、麦というものが

魅力のない作物となつてしまつた、こういうこと

が大きな要因ではないかと思うのであります。昭

和六十一年から価格が引き下げられたといふと

先ほどのやりとりを聞いていますと、加藤大臣が

第一次の農水大臣に就任されたのが昭和六十一年

でございます。ただし秋でございますから、この

価格決定にはタッチしておらなかつたと思ひます

けれども、くしくもそういうような経緯をたどつ

ておるのでございます。

我が国の基幹作物であり、また輪作作物であり

ますこの麦の作付意欲を喚起をするためにも、買

い入れ価格の引き上げということは極めて重要で

ある、私はぜひこれを決断をしてもらいたい。特

に、今生産者の皆さんは、少數与党政権、現政権が

この価格決定についてどういう対応をするかとい

うことを実はかたずをのんで見守つてゐるという

状況でございます。まさに加藤農水大臣の試金石

の場にもなつておるわけでござりますので、私は

農水大臣の決断を強く求めたいと思うのであります。

○加藤国務大臣 今、池端委員が當農林水産委員会初めてと、私は前回の農林水産大臣のときあなたと一緒に大分北海道の災害で歩いたことを覚え

ておるので、農林水産委員であられたのではないかな、こう思つておりましたが、あれは災害対策その他であつたと思います。

今おつしやいました麦価問題につきましては、先ほども当委員会が始まる前に、北海道関係の皆

さんからの御要請も承りました。あすの朝ぐらいに数字が出てくるのではないかと思います。それ

を踏まえましていろいろあすから議論が始まり、

この要因は何か、いろいろあるでしよう。転作緩和といった要因も非常に大きいと思うのであります。

私が北海道でございますが、麦の主産地であります

北海道におきましても事情は同様でございま

す。北海道でございますが、麦の主産地であります

後半非常によくなかったというようなことがござります。

私もとしますと、北海道の畑作麦、これはお

話のよう輪作の中で入つておりますので、若

干減少ぎみではござりますけれども比較的大体落

ちつきを見せておるわけでございますが、一方

確かに非常に減つておりますのが水田裏作麦でござります。これにつきましては、いろいろな米の

小さな方々が生産からだんだん落ちてきている

ということがかなり顕著に見られるわけでござい

ます。

どうしても麦の場合には、一定の規模があります

とスケールメリットといいますかメリットが出

ますが、小さい規模でござりますとなかなかメ

リットが出てこないということがござります。私

が、平成二年一月十九日閣議決定をされました

「農産物の需要と生産の長期見通し」というペー

パーがござります。これは閣議決定でござります

が、この参考付表、この付表の方は閣議決定で

はございません、一つの参考資料でござりますが、

これによりますと、平成十二年度の小麦の自給率

を一四ないし一九%にする、あるいは大麦、裸麦

は一四ないし一六%にする、こういうような目標

が示されておるわけであります。しかし、自給率

は非常に低い。このような自給率の低下に歴どめ

をかける、そして長期見通しに立った生産振興を

図るべきだ、あるいは流通対策、需要拡大対策等

も含めて生産振興対策を図るべきだというふうに

私は考えますが、その点はいかがでしょうか。

○日出政府委員 先生のお話のように、六十二年

の一四%が平成十二年では一四ないし一九とい

うこの格付の問題は、実需者と生産者の話し合

いによって決まるというのが原則のようございま

すが、この決意のほどをまず承りたいと思います。

が、この点についてはいかがでしょうか。  
○上野(博)政府委員 北海道の農民連盟の方々から先ほど大臣が要請書を受け取られておりまして、私も拝見をいたしております。北海道のほかにも、それぞれの地域の有望銘柄をやはりいいところに格付をしてほしいという御要望があるわけでございます。

今委員御指摘のとおり、この問題につきましては、やはり実需者の考え方というものが一つの前提になつてまいるわけでございまして、生産者と実需者の両者のお話し合いが現在真剣に続けられているところでございます。あくまでも、私は、やはり実需者の両者のお話し合いが現在真剣に続けられる、そういうふうに私は考えておるわけですが、まさに我が國の森林問題は、地球環境保全という側面から、人類が一致結束し、團結して世界全体で取り組んでいかなければならない重要な課題である、こういうふうに私は考えておるわけあります。したがつて、我が国としてもこのようないくつかの岐路に立っている。こういうふうに述べられておるわけでございます。私も全く同感でございますが、まさに我が國の森林・林業は一つの大きな転換点を迎えており、こう言つても過言ではないわけでございまして、こういううな認識の上に立つて森林・林業についても施策を進めていくべきである、こういうふうに思つたけでございます。

しかも、我が國の森林は、国土の七割という世界でもまれに見る高い森林率を維持してきました。そのうち約四割が人工林であるという、これまで世界でも有数の人工林率を誇つているわけでございます。これらの森林・林業の適切な整備と有効活用が我々に課せられた大きな使命である、こういうふうに考えておるわけでございます。

しかし、この森林を支えている林業の現状といふと、木材価格の低迷や林業の担い手の減少、高齢化、こういったような問題で非常に厳しい状況になつて、これは御案内のとおりでございません。こういう森林・林業の現状についてどのように認識をされているのか、大臣の率直な所見を承りたい、こう思うわけであります。

○池端委員 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉によって、生産者の皆さん非常に不安を持っていますことは御案内のとおりであります。日本の農業にあすがあるのか、未来があるのか、こういう気持ちでいっぱいなわけであります。そういう中での価格決定でございますので、農政の大ベテラン、加藤農林水産大臣に対する期待も非常に強いということをぜひ受けとめていただきて、三日の決定に向けて最善の努力をしていただきたくということをお願い申し上げて、この問題の質問は終わります。

次に、林業問題について幾つかの点についてお尋ねをしたいと思うのであります。

もう既に御案内のとおり、我が國の森林の公益的機能は、金額に評価すると約三十九兆円にも及ぶ、こういうふうに言われているわけでござります。今日地球は病んでいる、こういうふうに言わ

れておりますが、今や森林問題は、地球環境保全という側面から、人類が一致結束し、團結して世界全体で取り組んでいかなければならない重要な課題である、こういうふうに私は考えておるわけでございます。したがつて、我が国としてもこのようないくつかの岐路に立つて、こういううな認識の上に立つて森林・林業についても施策を進めていくべきである、こういうふうに思つたけでございます。

○塚本政府委員 森林は、再生可能な資源でありますとともに、環境財としても貴重なものでござります。これらは、森林・林業の施策の基本方針、どういうふうな基本的な方針をもつて転換点において、今後の森林・林業の施策の基本方針、どういうふうな基本的な方針をもつて臨んでいかれるのか、これについても所信を承りたいと思います。

○塚本政府委員 森林は、再生可能な資源でありますとともに、環境財としても貴重なものでござります。これを守り育ててきた林業・山村の振興が我々に課せられた大きな使命である、こういうふうに考えておるわけでございます。

このため、平成三年には新たに民有林、国有林を通じた森林管理システムの構築を打ち出しまして、その確立のために森林法についても所要の改正を行つたほか、治山事業五ヵ年計画に加えまして、森林・林業に対する計画的な投資を図るために森林整備事業計画を実施しているところでございます。

今後とも、この流域管理システムの推進を基本としまして、森林の整備・林業担い手の確保等に各般の施策を総合的に展開してまいる考えでござります。

○池端委員 一方、山村の現状を見ますと、人口では、我が国の人口は昭和四十年から平成二年までの二十五年間で二五%増加する、こういう状況でございますが、逆に山村では、二七%減少する、こういう過疎化が進行しているわけでござります。また高齢者の比率も、全国平均を大きく上回っている。全国二二%の高齢化率を上回ること、実際に二〇%という数字に達しているわけでござります。

こうした中で、今おっしゃいましたように、我が國林業の活性化を図り、緑と水の源泉である森林を次の世代に引き継いでいくことが重要な課題であり、また国家的命運である、こう認識をいたしております。

(委員長退席、中川(昭)委員長代理着席)

○池端委員 ことしの林業の動向に関する年次報告、林業白書の冒頭の部分で、「我が国は、現在、各地へ行って痛感することは、まさに山村の疲弊というものが、例えば集中豪雨による山崩れの多発につながつて、こういうようなことを実は身をもつて感じてきているわけでございます。

このような山村の疲弊というものが、例えば集中豪雨による山崩れの多発につながつて、こういうようなことを実は身をもつて感じてきているわけでございます。

そこで、林野庁、自治省、国土庁の三省庁間の検討を踏まえまして、平成五年度、平成六年度におきまして、林道の整備・担い手の確保のための基金の設置などについて、それぞれ千八百億円、千五百億円の予算を計上いたしました。

それでは、先ほどお答えしましたが、委員からもおっしゃったのですが、森林が有しておる重要な公益的機能というものを考えて、その整備に対しましては国民全體の支援が不可欠であるという前提では一致しておると思います。

九百億円の地方財政支援措置を講じたところでございます。そして、造林・林道事業などの推進、下流域の支援による分収林の推進、森林整備のための基金の設立の促進などを推進しておるところでございます。今後とも、森林・林業に対する国民全体の支援ということに対しても、その強化に努力してまいりたいと考えておるところでございます。

そして、それらの山づくり、あるいは地元市町村に対し支援が必要という観点から、今申し上げました森林交付税については、一体市町村が何のために別途の財源が必要かというような問題について、いま少し明確にする必要があるのではないかと考えておるところでございます。

○池端委員 なおこの問題については、いろいろ今後ともお互いにディスカッションしていきたいと思っておりますが、きょうは時間がございませんので、先に進ませていただきます。

次に、国有林野事業についてでございます。

平成三年に策定をいたしました改善計画に基づいて、経営改善が進められておるところでありますけれども、平成六年度、今年度については、全国三百一カ所の営林署のうち三十八の営林署の統廃合を行う、こういう方針であるやに実は聞いておるところであります。

申し上げるまでもなく、この営林署は、国有林野事業の第一線の組織として、国民にとっては重要な役割を果たしている国有林の管理を行うとともに、それが農山村地域での振興に重要な役割を果たしている、まさに地域活性化の拠点である、こう言つても過言ではないと思うのであります。

その営林署を三十八も統廃合するということは、いかにもこれは大なるを振るうというような感を否めないわけでございまして、現に私も、地元から皆さんが要望に来まして、林野庁長官のところにも再三足を運んでおり、こういう状況でございます。

こういう重要な役割を果たしている営林署の統廃合を行うことは、地域社会、地域産業の活性化

に重大な打撃を与える、こういうふうに私は考えます。そして、この点について農水大臣あるのは林野庁長官でも結構でございますが、見解をお聞きしたいと思うのです。

○塙本政府委員 国有林野事業につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、平成三年度に策定いたしました改善計画によりまして経営改善に努力をいたしておるところでございますが、その中で、組織、機構の統廃合ということが一つの大きな柱となつておるわけでございまして、本年度三十八カ所の営林署の統合を予定いたしておるところでございます。

営林署につきましては、その事業運営を通じまして所在する地域社会と密接な関係を有しておりますのでございまして、それぞれの地域において重要な役割を果たしている、これも事実でござります。

このような点を踏まえまして、営林署の統合に当たりましては、それぞれの地域における社会的、経済的な事情や、地域住民の意向をも考慮しつつ適切に対処してまいる考えでございます。

○池端委員 この問題についても、私は必ずしも納得できません。今後も十分話し合いをさせていただきたい、私はこのように考えております。

次の問題でありますか、私ども社会党といたしましては、昨年の第百二十六国会に、林業労働者の雇用の安定、労働環境の改善、雇用管理の改善を促進することを目的にいたしまして、林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律案を提出したところでございます。しかし、残念ながら、衆議院の解散によつてこれは廻案になつたわけでありますか、林業担当の手の育成確保というものは極めて喫緊の課題である、こういうふうに認識しているところでございます。

先ほども御答弁ありましたように、現在、国土庁、林野庁、自治省の三省庁による森林・山村検討会の検討の成果として、担い手基金を含めて平成五年度には一千八百億円、平成六年度は一千九百億円の地方財政措置がとられたことは、私どもは

高く評価しているところでございまして、また、平成七年度以降の取り組みについても大きな期待を寄せてはいるところでございます。

このようない手の確保、これは一林野庁、一農水省の問題ではない、国家的課題である、私はただいま先生御指摘のとおり、平成三年度に策定いたしました改善計画によりまして経営改善に努力をいたしておるところでございますが、その中で、組織、機構の統廃合といつたさまざまな措置を活用いたしておるわけでございます。

〔中川（昭）委員長代理退席、委員長着席〕  
○塙本政府委員 我が国の林業につきましては、森林所有規模や作業単位が小規模でありますから、これを支える林業事業体は零細なもののが多いわけでございまして、その結果、就労条件につきましても、他産業に比べまして十分でない状況にあるわけでございます。加えて、近年における林業の採算性の低下、あるいは山村の過疎化、こういったことから、労働力を確保していくことが困難な状況となつておりますが、そのため、林業労働力の減少、高齢化が進行いたしておるところでございます。

このようなかで、我が国の森林を管理經營していくための林業の担い手を安定的に確保していくことは林政の極めて重要な課題である、このように認識をいたしておるところでございます。

このようなかから、林業の担い手の育成確保という点につきまして、林野庁といたしましては、従来から、林業事業体の経営規模の拡大等による生産性の向上、雇用の長期化、安定化等による就労条件の改善、災害の防止、福利厚生施設の整備等の労働環境の改善、こういったものを重点としたしました諸施策を推進しているところでございまます。

平成六年度につきましては、これまでの施策の一層の拡充強化を図るといった観点から、林業事業体の体质強化、機械化の促進、林業労働力の確保等を総合的に推進する林業担い手育成強化総合対策、これを拡充するということ、それから、ただいまお話をございましたように、地方財政措置に

よる森林整備担い手対策基金、これを積み増します、こういった各般の施策を講ずることいたしておるところでございます。

また、四月一日から、労働基準法が林業に全面的に適用になつたところでございまして、これにいたしまして、他産業並みの就労条件の確保のための条件整備が図られたところでございます。

今後、こういったさまざまな措置を活用いたしておるわけでございます。

〔中川（昭）委員長代理退席、委員長着席〕  
○池端委員 御答弁ありましたが、さらなる努力を強く要請しております。

まして総合的な林業担い手の育成確保に努めてまつておるわけでございます。

○池端委員 御答弁ありましたが、さらなる努力を強く要請しております。

そして、私はかつて労働委員会で審議をしたのですが、中小企業の労働力を確保するためには、中小企業労働力確保法といふものを法制化をし、中小企業労働力確保法といふものを作成化をいたしましたが、労働省におきましても、林業労働問題についてさまざまな施策を今日まで進めてきておられるわけであります。

○北井説明員 労働省といたしましても、林業において労働者の減少と高齢化が進んでいく中で、若い人を始めとして林業の担い手を確保していくお聞きをしたいと思います。

○北井説明員 労働省といたしましても、林業において労働者の減少と高齢化が進んでいく中で、若い人を始めとして林業の担い手を確保していくためには、やはり林業においても雇用の安定とかもう一つの課題であります。

このため、従来より林業雇用管理ハンドブックの作成等によりまして、啓発、指導に努めてきたところでございますけれども、平成五年度からは、

対策の大幅な拡充を図っているところでござります。

その中核となりますのは、林業雇用改善促進事業の実施でございまして、アドバイザーによる労働関係法規や雇用管理に関する御相談、指導、それから林業労働の実態の把握や改善方策に関する調査研究。それから雇用管理の改善を担う人材育成のための研修を各道県の林業関係団体に委託をいたしまして、実施をしているところでござります。また、労働省におきましては、林業の労使の団体の代表の方々や、学識経験者、林野庁を初めとする行政関係者らに御参考をいたしまして、林業雇用問題懇話会を設置をいたしまして、林業雇用をめぐる現状と問題点、施策の方向について意見交換を行っているところでござります。

この林業雇用改善促進事業につきましては、平成五年度におきましては十三道県で展開をしているところでございますが、いずれの県におきましても、極めて熱心に取り組んでいただいておりまして、労働基準法の適用や労働保険、社会保険の加入に関する御相談、あるいはアンケート調査によります実態把握、それからセミナー、講演会の開催や、先進地視察などの事業を通じまして、事業主が抱える問題の解決や、関係者の理解を深める

ことには役立っていると考えております。本事業、平成六年度の予算原案におきましては、新たに十三県を加えまして、計二十六道府県に委託をしてまいりたいということで盛り込んでおります。

労働省いたしましては、今後とも林野庁などと十分連携をとりながら、まずこうした各般の施策を積極的に推進をしてまいりまして、林業労働者の雇用の改善に全力を尽くしてまいりたいと考えているところでござります。

○池端委員 さらなる御努力をお願いしたい。同時に、本法制定についても、ひとつ前向きに取り組んでいただきたいということを要望しておきました。

最後になりましたが、捕鯨問題についてお尋ね

をいたします。

五月二十二日から二十七日までメキシコで開催されました第四十六回国際捕鯨委員会、IWCの結果は、極めて残念というか遺憾な結果に終りました。こう私は言わざるを得ないと思うのです。また、林業労働の実態の把握や改善方策に関する調査研究。それから雇用管理の改善を担う人材育成のための研修を各道県の林業関係団体に委託をいたしまして、実施をしているところでござります。また、労働省におきましては、林業の労使の団体の代表の方々や、学識経験者、林野庁を初めとする行政関係者らに御参考をいたしまして、林業雇用問題懇話会を設置をいたしまして、林業雇用をめぐる現状と問題点、施策の方向について意見交換を行っているところでござります。

この林業雇用改善促進事業につきましては、平

成五年度におきましては十三道県で展開をしてい

るところでございますが、いずれの県におきまして

も、極めて熱心に取り組んでいただいておりまし

て、労働基準法の適用や労働保険、社会保険の加

入に関する御相談、あるいはアンケート調査によ

ります実態把握、それからセミナー、講演会の開

催や、先進地視察などの事業を通じまして、事業

主が抱える問題の解決や、関係者の理解を深める

ことには役立っていると考えております。

本事業、平成六年度の予算原案におきましては、

新たに十三県を加えまして、計二十六道府県に委

託をしてまいりたいということで盛り込んでおり

ます。

労働省いたしましては、今後とも林野庁など

と十分連携をとりながら、まずこうした各般の施

策を積極的に推進をしてまいりまして、林業労働

者の雇用の改善に全力を尽くしてまいりたいと考

えているところでござります。

○池端委員 さらなる御努力をお願いしたい。同

時に、本法制定についても、ひとつ前向きに取り

組んでいただきたいということを要望しておきました。

最後になりましたが、捕鯨問題についてお尋ね

をいたします。

五月二十二日から二十七日までメキシコで開催

されました第四十六回国際捕鯨委員会、IWC

の結果は、極めて残念というか遺憾な結果に終

りました。こう私は言わざるを得ないと思うのであ

ります。多年、我が国が反対をしておりました南

氷洋におけるサンクチュアリー案、鯨の聖域、こ

れが多数をもつて可決をされました。しかも、ア

メリカやデンマークの原住民の捕鯨の枠はふやす

一方で、日本が要求していた年間わずか五十頭の

沿岸小型捕鯨の捕獲率の設定が否決されたとい

うことは、全く私は道理に反し、理解に苦しむとこ

ろでございます。日本代表の、水産庁の島次長は、

これは人種差別だとぶやいた、こういうふうに

新聞で報道されております。もともと、IWCと

いうのは、捕鯨産業の存在を前提にする国際捕鯨

取締約に基づく資源利用機関であったはずであ

ります。それが、今大きく変質している、こういう

ふうに私は思つてあります。

当日の委員会に参加した皆さんに聞きますと、

ささまじいほどのロビー活動が行わぬ、日本政府

代表はまさに孤軍奮闘であった、こういう話を聞

いておるわけありますが、このような科学的な、

合理的な根拠を欠いた今回の決定について、大臣

はどういう考へ方でござりますか。

私は、もとより水産資源の保護ある

いは環境保護というものは万全を尽くすべきだ

と

いふべきだ

○初村委員 まず冒頭に、加藤農林水産大臣、御就任、心からお喜びを申し上げたいというふうに思います。そしてまた、竹内委員長には、野党になられても、そしてまた与党でおられたときも、公平、公正に委員会運営をされておられますことに敬意を表したいというふうに思っております。

私、改選の会派の先輩方に御配慮をいただきましたとして、質問の機会をいただきました。かつて災害対策特別委員会で畠前農林大臣にも質問をさせていただきましたけれども、池端先生と同じく農林水産委員会で御質問させていただくのは初めてでございますので、いろいろと失敗などございましたからお許しをいただきたいというふうに思っております。

まず、加藤大臣、冒頭にお聞きしたいのは、所信の表明をお聞かせをいただきました。また、これ今持っておりますけれども、その中で、特に今年度の予算審議の中で、担い手の育成あるいは総合的融資制度の創設、また美しいむらづくり事業を始めとする生活環境整備、そういう新しい項目、非常に期待をいたしておりますので、どうか英断を振るつて、非常に厳しい時期でありますので、加藤農政の確立をぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

それで、実は畠大臣にも、私は毎回農林大臣にお聞きしようというふうに思つておりますけれども、食糧の自給あるいは日本の食文化を守るということについて、農林大臣として基本的にどういうお考えでおられるのか、そのことをまずお聞きしたいというふうに思います。

○加藤國務大臣 初村委員におめでとうとおっしゃつていただきましたが、私は御苦労さんと言つていただけた方がうれしいのでござりますが、おめでとうと言われる内心じくじたるものを感じておる。というのは、まあ大変激変、変化する厳しいときに農林水産大臣を仰せつかり、しかも少數与党であるということ、あれを思いこれ思つとなかなか喜ぶ気持ちはわいてこず、一日一日、毎日毎日を誠心誠意で一步でも二歩でも

前進しようと、こういう気持ちであります。

また、あなたのお父さんと一緒に閑僚をさせていただいたこともあります。きょうこうやつてあなたに質問を受ける、ある面では感慨無量のものがあるということを冒頭申させていただきま

す。

そして、今、食糧の自給に対する基本的考え方あるいは食文化を守るというのはどうだ、こうおっしゃいました。私が改めて申し上げるまでもないと思うのですが、食糧というのはもう国民生活にとって必要欠くべからざる本当の基礎的な問題でございまして、衣食住というが、食があつて私はこう認識を持っております。

そういう中で、我が国の国土といふものを考えますと、いろいろな制約がある。そういう制約ができるだけ国内供給というものを基本としなくちゃならぬ。そして、それに対して輸入という問題と備蓄という問題を適切に組み合わせていくことが食糧の自給というものに対する私の、そして農省の基本的な考え方でございます。

そして、食文化を守るというのはどうか。これは各固有のいろいろな国土、自然条件等で、風土や歴史の中いろいろ展開されておるわけがありますが、それぞれ農業と深いかかわり合いを持つておるわけでございます。そういう中で、我が国としては、国産の新鮮な米、魚、野菜を中心とし、これに肉類や牛乳、乳製品、果実等を含めました栄養のバランスのとれた日本型食生活、これを形成しておると思うわけでございまして、今日世界各国で日本食が非常に広がつておるということも、ある面でいいますと日本型食生活というのが世界の多くの人にうらやましがられるといいますか、研究されて評価されておると思つておるわけがございまして、こういった我が国の食文化のすぐれた点はさらに維持し、継承し、発展していく

ことが大切である、こう考えております。

○初村委員 今大臣御答弁ありましたように、食文化というのは、ある面では本当に伝統であり、歴史であり、維持し、保持していくといふふうなお考えであるということだとお聞きをいたしました。

そこで、今度のIWCの決議であります。私もびっくりいたしました。それは、もちろん水産庁や島代表あるいは関係団体の皆さんも、その本会議の前の事前のいろいろな根回しはあるいは動画を見ておりまして、本当に涙ぐましいものがございましたけれども、大変驚きました。

その中で、今度のIWCの決議であります。私はまだ実際お受けになつてませんか。これはまだ実際お受けになつてませんか。新聞にもありますように、反対票は日本の一票だけというふうに書いてあります。

○鶴西政府委員 島次長がコミッショナーでございまして、昨日出てきてまいつておりますので、ただいまいろいろ聞いているというところでございます。

○加藤國務大臣 御存じのよくな国会の情勢でございますので、まだ私が聞く時間的余裕がないと

いうことをちょっとつけ加えさせていただきま

す。

○初村委員 大体IWCというのは、もともと適正に捕鯨をやっていく、となることが前提につくられた機構だというふうに私は認識をいたしております。そういう面では今回本当に残念な結果であるわけでありますけれども、IWCの設立趣旨については、政府としては私と同じような認識に立たれておられるでしょうか。

○鶴西政府委員 IWCの設立根拠は国際捕鯨取締条約でございまして、その前文に設立の基本的な考え方というものがいろいろ書かれているわけでございます。

そこでは、例えば「鯨族が捕鯨を適当に取り締まれば繁殖が可能である」とことども、「鯨族が繁

る発展を可能にする条約を締結することに決定した、こういうように書かれておりますので、委員御指摘のとおり、IWCの設立の考え方というものは、一言で申しますと鯨の適正な保護管理と利用ということだらうと私どもも認識しております。

○初村委員 そういう面では、事前に科学委員会が調査をされておるわけでありますけれども、ノルウェーが今回投票に参加をしませんでした。これはノルウェーのスポーツマンによりますと投票に参加しなかつた要因の一つに、聖域案が、わることはないということが一点。そしてまた、聖域案が、

今回のサンクチュアリ案がIWCの今言われたように思はなかった要因の一つに、商業捕鯨を続けていくという、これまでと変わった思想に基づいておらず、科学的根拠にも欠けておるからだというふうなコメントを出されております。私も全くそうだと思います。

例えば、アメリカやデンマーク、先ほどお話をされましたように原住民の捕鯨については認めておられます。彼らがとるホッキョククジラ、これは科学委員会によりますと非常に絶滅の危機にある状況である。そのホッキョククジラをとつていいという。環境の問題だけではなくて本

にあります。彼らがとるホッキョククジラ、これは科学委員会によりますと非常に絶滅の危機にある状況である。そのホッキョククジラをとつていいという。環境の問題だけではなくて本

にあります。彼らがとるホッキョククジラ、これは科学委員会によりますと非常に絶滅の危機にある状況である。そのホッキョククジラをとつていいという。環境の問題だけではなくて本

たしましたように、サンクチュアリー提案、十九ヵ国による共同提案に対して、ノルウェーは投票に参加しなかつたという行動をとつたわけでござりますが、現地でノルウェーの代表団の方が記者会見等をしてコメントしているものを私も承知しているのでございますが、そもそも、そのような提案自体が条約の規定に違背する、そういうものであるから参加をしないんだ、これは国連等々の場でよく講じられる態度である、こういうことをおっしゃっておりますので、そのあたりの考え方というのが背景にあったのだろ、こういうように理解をしております。

それから、分担金の話でございますけれども、分担金は英國ポンドで支払うという形になつておりますと、現在日本とノルウェーが大体7%弱ぐらいということで一番分担金を多く支払っている国でございます。

ただ、分担金を延滞というようなことになりまとめて、現在日本とノルウェーが大体7%弱ぐらいということで一番分担金を多く支払っている国でございます。大臣からも今後の基本的対応という点について何回か御答弁をしておりますが、そういう対応の中でも一つの選択肢として考えられる考え方ではございますが、最善の結論といふものを導き出していく、かように考えておるところでございます。○初村委員、このような結果が出たわけですけれども、長官、IWCにこれから残っていくという意義をどういうふうにお考えでしようか。

○調査官、いろいろな見方がござります。

そこで、現在のようなIWCの運営自体がIWC設立当初の性格から相当変わつてきているんじゃないかといふようにおっしゃる向きが相当ござりますし、私どももそういう性格になつてきているというのは否めないところだらうと思いま

す。ただ、IWCに残らなくて、ではどういう道を選ぶかということになりますと、これは仮定の話ではございますが、恐らくIWCと抗争できるよ

うな国際的に認知された何がしかのそういう機関等々の中によりまして国際世論をリードするといふ形にならなければ、日本の主義主張あるいは基本的立場でございます鯨を含む海洋生物資源の持続的利用という原理原則を主張する立場というのがなくなるわけでございますので、そのあたりについても十分慎重な配慮というものが必要ではなかろうかと考えております。

○初村委員いや、私は、今度の投票結果を見ましたら、国際的なIWCに抗争するような機構をつくつていくという前提での対応はもうなまぬいと思うんです。ある面では、ノルウェーとかあるいはアイスランドとか捕鯨国を率いて第二のIWCをつくるぐらいの決意で今度の対応をしていただきたくというふうに思っております。

ただ、それが果たして受け入れられるかどうか、この投票結果を見ると、全く皆無であろうというふうに思つております。そういう意味では、長官、第二のIWCをつくる御決意はありませんか。

○鎮西政府委員 今回のサンクチュアリーの採決につきまして、これはいわゆるIWCの条約の付表の修正という形で行われておりますので、これについては加盟国の固有の権利として異議申し立てというのではなくて、科学委員会はもう絶滅の危機だという調査は出しているわけですね、それに付いては認めていた。私自身も、捕鯨はやはり環境保全型の捕鯨であるべきであるというふうに思つておりますけれども、そういう今の状況で、国際的な認知を受けられる捕鯨というのは考えられるのですか。私は、それはないと思いますよ。むしろ、日本の捕鯨、あるいは先ほど大臣からも御答弁いたしましたように、日本の食文化を守つていくという観点からすれば、むしろ毅然と日本はIWCを脱会して、新しい、あるいは第二のIWCをつくるぐらいの気概を持つておかれないで、私はあるべきだというふうに思いますけれども、長官、どうでしようか。

○鎮西政府委員 確かに考え方の一つでございまして、最も重要な責務の一つであります。そのためにも国内の農業の発展が不可欠であるといふに、現実には日本の農業は生産者の高齢化や後継者の不足など、大変厳しい環境の中にあります。

しかし、先日の大臣の所信にもありましたように、現政の農業は大きな転換、改革を迫られています。そこで、私はあるべきだというふうに思つますけれども、長官、どうでしようか。

○鎮西政府委員 確かに考え方の一つでございまして、まだ若干時間がございますので、今後対応については政府部内で十分検討いたしたい

と、それから、原住民の生存捕鯨につきましては、

率直に申し上げまして、いろいろ考慮を必要とする事項があるのではないかと考えております。

また、従来IWCにおきまして我が国と共同歩

みで、全体といしまして、今後どういう対応

をするかというのと、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、どういう対応が鯨を含みます海

域も見きわめる必要もあるということでございま

すので、全体といしまして、今後どういう対応

をとるかというのと、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、どういう対応が鯨を含みます海

域も見きわ

とかというような表現を使いまして、生産調整の選択制や流通の自由度の拡大、そういうような報道がありますけれども、そうした報道もまたその内容も多種多様であります。さらに、経済界や労働界などからもいろいろな提案がなされているところであります。

私も、現行の制度、これは現状に若干そぐわない面も出てきており、食管制度の大きな枠組みは維持しつつも、やはりこれから生産者の努力が本当に報われて、創意工夫が生かされるような制度の改善が必要であるというふうに考えております。

こうした状況の中におきまして、生産者や流通関係者、消費者も含めまして、先行きが不透明なためにはいろいろな報道がなされていて、大変な不安を感じているのではないかというふうに思いました。こうした不安を解消するためにも、農水省として、こうした報道の内容について、その真偽を明らかにしていただきとともに、また農水省としての基本方針を早い時期に、早期に示して、国民的な議論を行つて合意を得ることが重要であると、いうふうに考えておりますが、そのことについて、お考えをお伺いいたします。

○加藤国務大臣 食管法改正について、もう毎朝起きて新聞を読むのが怖いような気がするほどいろいろな記事が次から次へ出てきておりますが、まず申させていただきますと、いろいろ報道され

書かれておるような内容を固めておるという事実はございません。  
だからこそ、先ほど申し上げましたが、三日におけるミニマムアクセスの御報告を行い、国民の代表である国会でこれから幅広い御意見を承るということでござりますし、そして農政審議会においても大変な御苦労をお願いして、各界各方面の皆さん方の意見を承つておるところでござります。

そこで、もう私が改めて上田委員に食管制度に

について申し上げる必要はないと思ひますが、さういうものは、生産者に対する再生産の確保と消費需要者への安定的な米の供給を図ることでございまして、私は、この制度の基本的考え方を堅持しながら、新政策の方針や、先ほど申し上げましたが、今夏、この夏を目途におまとめいただきます審議会の報告等々、そして国会、関係方面的御論議、御検討を十分に踏まえた上でまとめさせていただきたい、こう考えておるところでございます。

○上田(勇)委員 次に、農林水産関係の予算についてお伺いさせていただきます。

本年度の予算におきましては、生活者重視ということを基本上に予算編成が行われまして、農水省の予算案につきましても、厳しい財政事情の中であります。たが、例えは農業集落排水事業などは対前年比で一六%というような伸びが計上されるなど、農山漁村の生活者にも十分配慮したものとなつてはいる、この点については十分評価できるのではないかというふうには考へております。

しかしながら、農業農村整備事業の予算案などを見てみると、農村整備関係が一〇五・二%の伸びであるのに対しまして、生産基盤の方が九八・七%。これまでも、過去におきまして、昭和五十八年から平成四年度までの第三次の土地改良長期計画の達成率なども、事業費ベースで六割弱、面積ベースでは四割弱と低い水準にとどまっています。新政策を推進していくために、やはり農業生産基盤の整備や、またさまざまな構造政策の予算を十分に確保していくことが必要であるというふうに考えておりますけれども、今後の予算の確保の取り組みにつきまして、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

○入澤政府委員 まことに先生おっしゃるとおりでございまして、私ども、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意の成立を受けますと、一層農業構造の改善を急がなくちゃいけない。そういう意味で、第一に、農業基盤の整備をきちんとやる。第

二に、零細分散錯圖と言われる我が國農地の連ね方針化、集団化を図る。三つ目には、そういう条件整備を行った上で経営体の育成を図っていく。こういう方針のもとに、基盤整備につきましては三つの視点からこれから充実させていきたいと思っております。

一つは、食糧供給基地としての生産基盤を整備をする。これが今伸び率が低いじゃないかといつう話がございましたけれども、かなりの仕掛かり品がありまして、この仕掛け品の各地区の工事を促進することが必要であると考えております。

二つ目には、国土保全と環境保全。これに配慮した土地改良事業を。これはことしの予算から細々と予算をつけていただきまして始めたのですけれども、これをヨーロッパ並みにレベルを上げていくことが必要になってくるのじやないかと思つております。

三つ目には、やはり美しい村づくりを進めるところです。

という上からも、入札制度の改正の必要性が今議論されているところではないかというふうに思います。

建設省におきましては、既に本年度から一部の大規模工事等につきまして条件つき一般競争入札制度を導入しております。関係者に伺つたところ、はつきりした統計はまだ出ていないようであります。が、相当程度の工事費の節減につながるのではないかというふうにも聞きました。もちろん、農水省の工事は一つ一つの規模が小さいなど、建設省の事業とは性格が異なっている面も承知しておりますけれども、國民の理解を得るという意味からも、疑惑が生じないような制度へ改めていくべきではないかというふうに考えますが、農水省の直轄事業、また、補助を出しています都道府県の事業におきます入札制度の改正につきましてどのように取り組まれていてるのか、お伺いしたいと思ひます。

まして、土地利用の確保という観点から農村計画的な手法を用いた土地改良事業を進めるといううことで、可能な限り努力をして予算を獲得していくたいと考えております。

○上田(勇)委員 大変厳しい財政事情の中であるうと思いますが、新政策推進のためにも予算の確保に頑張っていただきたいというふうに思います。

予算の確保とともに、やはり限られた予算の効率利用を図っていくことも重要ではないかというふうに思います。そのためには、公共事業などのコストをできるだけ削減し、同じ予算でもできるだけ多くの事業量を確保していくべきではないか。そのためにはさまざまなか策があると思うしますし、農水省におきましても御検討がされていることと思いますが、ここで入札制度の件につきましてお伺いしたいと思います。

農林水産省所管の公共事業は、国費だけでも平成六年度の予算の政府案で約一兆二千億円となつておりますし、その執行の透明性を図っていく

林省所管の公共事業に係ります入札契約手続の改善でございますが、これにつきましては、昨年四月以来、省内に入札手続改善等検討委員会を設けまして、競技検討してきたところでございます。その中では、一層の透明性、競争性を確保しようと、ということで改善方策を検討してまいりまして、指名基準の具体化、明確化、さらには多様な発注方式の導入というような改善を進めてきたところでございます。

それからさらに、本年の一月には「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」、これが七月議了解をされたわけでございまして、現在農林省ではこれに基づきましてその内容を実施に移すための検討を進めているところでございます。

その内容の中で、特に一定規模以上、これは七億三千万円以上との工事でございますが、これを対象にいたしまして一般競争入札方式を採用するということをございますが、これにつきましても、農林省としても早急にこれを導入するよう、本年度のできるだけ早い時期に実施できるようとにと

いうことで現在検討をして準備を進めておるところでございます。

○上田(勇)委員 昨今公共工事をめぐります談合などの問題が大きな社会問題ともなっておりますので、ぜひともその辺の御検討を進めていただきまして、やはり国民に信頼を得られるような執行体制に改めていただきたいというふうに思っています。

次に、先日の大臣の所信表明の中に、「さらに、熱帯林の減少等に対する地球環境保全対策を強化し、開発途上国等への農林水産業協力により国際協力を推進してまいります。」ということに触れられております。

途上国におきましては、人口の急増に伴う食糧の確保などのために熱帯林の伐採やまた過度の耕作や放牧によりまして環境の破壊が進行しているところであります。このような問題に対応するためには農業の生産性を向上し、食糧の増産を図つていくことが必要ではないかというふうに思ひます。我が国はこれまで水田農業を中心といたしまして、持続可能といいますか、環境保全型の農業を実現してまいりましたし、また、今日でも国土の七割近くが森林というような環境の保全に実現してきたところであります。こうしてこれまでつくり上げられてきました日本の農業技術、林業技術、そういうものを活用いたしまして地球環境問題解決のために積極的に貢献していくべきではないかというふうに考えます。

このことにつきまして、御所見とまた今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○東(久)政府委員 まず最初に、国際協力関係に於ける農業の生産環境の非常に悪い、必ずしもよくなないところで、技術系職員を中心に農林業開発についての協力を進めておる現状でございます。

また、先生御指摘の、地球的規模での環境問題につきまして近年世界的な関心を集めておるとこ

ろでございますが、私どもといたしましても、熱帯林の減少、土壤の劣化、砂漠化の進行などの環境問題が農林水産業協力においても非常に重要な課題でございまして、この面での予算につきましても平成六年度に前年度より九%増という増額をさせていただいております。そういう形で御審議をいただいております。

また、我が国が森林の保全、造成、農地や農村環境の保全等に対する協力を進めるということも農林水産業協力全体の中で非常に重要な地位を占めておりまして、環境に対する十分な配慮をしつつ、農業開発協力等に努めていきたいと思っております。

今後ともそういう面で十分な配慮をして、農林業協力を進めていきたいというふうに考えております。

○上田(勇)委員 先ほど申し上げましたように、我が国は水田農業を中心といたしまして環境保全型の農業技術を十分に有しているわけでありますので、特に今開発途上国におきまして、そういう問題に直面している国々に対して技術的に協力をしていくことが大きな国際貢献にもなっていくと思います。予算の確保と同時に人材の養成にもまた格段の御努力をお願いしたいというふうに思ひます。

次に、最後になりますが、農村の女性の地位にかかる問題についてお伺いさせていただきたいと思います。

農水省の資料によれば、基幹的な農業従事者の約半分が女性でありますし、現在の農業生産の相当な部分というのは女性によって担われているし、またこれは将来にわたりましてもその重要性は変わらないものと思います。しかしながら、農村における女性の役割がまだ正當に評価されてない部分もあるのではないかというふうにも思われます。例えば、女性が主として農業の従事者となっている場合でも農業者年金への女性の加入が容易でないことや、また一部の農協や組合などでは女性の加入が認められないなど、そういうよ

うなことも伺うことがあります。

新政策の中におきましても、「女性の役割の明確化」という項目が設けられておりますし、その中でこういうふうに述べられているのですが、「女性の「個」としての地位の向上を図り、農業生産、さらには農村活性化の担い手として、その能

力発揮のための条件整備を推進するため、関係者の意識改革のための啓蒙活動を強化する。」こういうふうに書かれていますけれども、ちょっととなかなか難しい表現であります。具体的にこの地位の向上ということはどのようなことを目指されているのか、また、どのような方策を現在実施されているのか、その点についてお伺いいたします。

○上田(勇)委員 大変ありがとうございます。

我が国は農業を中心といたしまして環境保全型の農業技術を十分に有しているわけでありますので、特に今開発途上国におきまして、そういう問題に直面している国々に対して技術的に協力をしていくことが大きな国際貢献にもなっていくと思います。予算の確保と同時に人材の養成にもまた格段の御努力をお願いしたいというふうに思ひます。

これは農村の女性問題につきましての戦略論といいますか、基本方向というものを示したわけではありませんが、今、現段階はこういった基本方向を示すだけではなくて具体的にどうするか、こういう時期だと思っております。そういう意味で、平成六年度に、女性グループがいろいろな朝市でありますとか農産加工なんかの活動をします、そういうグループに対しまして支援をするような事業を予算要求をすると、あるいは国、県、普及手段で新しい家族経営推進運動事業といったものを展開していくとか、こういったことを今実は予算要求するという形で具体化を進めているわけでございます。

いずれにしましても、日本の家族農業の弱さは、結局は女性とか、あるいは後継者がある意味で經營上の位置づけがしつかりしていないというような問題がござります。これは生活の面でも同じだけです。

○竹内委員長 錦織淳君。

○舗織委員 大変遅くなつてお疲れとは存じますが、私が本日最後の質問でござりますので、よろしくおつき合いのほどお願い申し上げます。

ところで、さきのガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意の妥結に伴つて、当時の細川総理大臣を本部長とする緊急農業農村対策本部が設置されましたが、命名がなされたことと存じます。(つまり、農業だけを単独に取り上げて対策を講ずることによつては、現在の農業の抱えている問題点を解決することができない、こういった観点から農村対策とし

これから具体的にやることはありますか、とりあえす、今申し上げましたような平成六年度予算要求という形で具体化の歩みを一步進めるところでございます。こういった面につきまして、大変目を向けていただきまして、ありがとうございます。さらに私どもとしますれば、こういった具体的な施策を進めていきたいと思いますので、金制度においても、今実務的に進めていく過程でございます。

また、先生お述べになりましたような農業者年金制度においても、今実務的に進めていく過程でございます。さまでございますが、加藤大臣にあられましてはこれまで豊富な経験と、また御見識をフルに生かされました、ぜひとも将来にわたりまして日本農業発展のために、大変な御苦労でござりますが、これまでございますが、加藤大臣にあられましてはこれまでございました。

○上田(勇)委員 大変ありがとうございました。

現在、日本の農業、ウルグアイ・ラウンドの合意とすることもありまして、大変な時期でござります。また、新政策を今後推進していく上でも非常に重要な時期ではないかというふうに私も認識しております。

○上田(勇)委員 大変ありがとうございました。

これは農村の女性問題につきましての戦略論といいますか、基本方向というものを示したわけではありませんが、今、現段階はこういった基本方向を示すだけではなくて具体的にどうするか、こういう時期だと思っております。そういう意味で、平成六年度に、女性グループがいろいろな朝市でありますとか農産加工なんかの活動をします、そういうグループに対しまして支援をするような事業を予算要求をすると、あるいは国、県、普及手段で新しい家族経営推進運動事業といったものを展開していくとか、こういったことを今実は予算要求するという形で具体化を進めているわけでございます。

これは生活の面でも同じだけです。



あるいは違反行為、こういったもののトラブルの要因になっているところでございまして、附属図の内容等によりましては、必ずしも完全なものだけではない、こういうことでございます。

○錦織委員 ということは、どこに当該指定された保安林が存在するかわからないというようなこともあり得るということでしょうか。

○塚本政府委員 一応帳簿上は存在しておるわけでございますが、現地においては、その位置がずれたり、あるいは面積が多かつたり、こういうことはあり得ると思つております。

○錦織委員 そうすると、仮に保安林に対して違法な伐採、そういうたたかわぬ条件等によりまして、その伐採行為が保安林の侵害行為になるかどうか判定したい場合もある、このように聞いてよろしいでしようか。

○塚本政府委員 一応現在の図面あるいは現在の台帳によりまして位置は確定しているというふうに考えておりますが、いろいろな条件等によりまして、そういうことはあり得るというふうに思つております。

○錦織委員 ちょっとよくわかりませんでしたが、もう一度繰り返しますと、違法な侵害行為があつたかどうかということは、当該伐採が行われた場合にそれが保安林に及んでいるかどうかということを判定しなければならないわけですが、そういったことが直ちに判定できるような管理が行われているのか、しかしそれは、実は現場に行つてみないと、よく調べてみないとわからないというような状況なのでしょうか。

○塚本政府委員 一応現地ではここが保安林であるというふうには、その現地の、例えば県の農林事務所の担当者は思つておるというふうに考えております。ただ、ではそれが本当にその図面上の位置かどうかということを突き詰めて聞わたれた場合には、非常に、山でございますので、なかなかここで確定的にそこであるということは申し上げられない場合が出てくると思いますが、こういった点につきましては、現在早急に法務局等と相談を

いたしまして現地の確定に努めておるところでございます。

○錦織委員 時間がありませんので、今のお答えを推察いたしますと、かなり問題があろうかと思ひます。

つまり、現実に違法な伐採行為が行われていても、それが保安林を侵害しているかどうかの判断をその保安林管理者である行政の側において直ちに捕捉しがたいというふうに聞こえますので、この点についてはなお引き続き十分な御検討をお願いいたしまして、もう一点だけ、最後の質問に移りたいんですが、仮にもし違法な伐採保安林に対する侵害行為があつたと判断された場合にはどのような措置をとるべきである、このようにお考えでしょうか。

○塚本政府委員 そのような、現在保安林でないというふうな認識のもとで開発行為が行われた後には、森林法によりまして、原状の回復あるいは植栽、そういうことについて法に従つて適切な処理を行つてまいりたいと思っております。

○錦織委員 森林法の規定によりますと、違法な保安林の侵害行為は罰則をもつて禁止された行為である、このように規定されておりますが、そういった刑事罰の発動を求めるというようなこともあり得るのでしょうか。

○塚本政府委員 それは、悪意によって行われるような場合には、そういうことも当然考慮に入れて今後の対応方針を考えていきたいと思っております。

○錦織委員 國土保全あるいは森林の機能とい

だきます。どうもありがとうございました。

○竹内委員長 次に、内閣提出、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○塚本政府委員 そのような、現在保安林でないというふうな認識のもとで開発行為が行われた後でそれが保安林であるというふうに判明した場合には、森林法によりまして、原状の回復あるいは植栽、そういうことについて法に従つて適切な処理を行つてまいりたいと思っております。

○錦織委員 森林法の規定によりますと、違法な保安林の侵害行為は罰則をもつて禁止された行為である、このように規定されておりますが、そういった刑事罰の発動を求めるというようなこともあり得るのでしょうか。

○塚本政府委員 それは、悪意によって行われるような場合には、そういうことも当然考慮に入れて今後の対応方針を考えていきたいと思っております。

○錦織委員 國土保全あるいは森林の機能といふことと申しますと、それは、森林法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

農業は、國民生活に不可欠な食糧の安定供給と基金法の改正であります。

農業協同組合等の資金を原資として、農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対し、当該計画を

改正する法律案、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

○錦織委員 國土保全あるいは森林の機能といふことと申しますと、それは、森林法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

善計画等の認定を受けた農業者の自主的な創意工夫に基づく經營改善を資金面で着実に支援する総合的な融資制度を構築するための措置等を講ずる

こととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業金融公庫法の改正であります。

効率的かつ安定的な農業經營を育成するため、農業經營改善計画等の認定を受けた農業者に対し

て、当該計画に従つて総合的かつ計画的に農業經營の改善を図るために必要な長期低利資金を幅広く供給することとしております。

また、卸売市場資金の償還期限等の延長を行

うこととしております。

第二に、農業信用保証保険法及び農林漁業信用

基金法の改正であります。

第三に、農業近代化資金助成法の改正であります。

農業は、國民生活に不可欠な食糧の安定供給と計画等の認定を受けた農業者に対し、当該計画を

改正する法律案、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

○錦織委員 國土保全あるいは森林の機能といふことと申しますと、それは、森林法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

このため、政府といたしましては、農業經營改

善計画等の認定を受けた農業者の自主的な創意工夫に基づく經營改善を資金面で着実に支援する総合的な融資制度を構築するための措置等を講ずる

こととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業金融公庫法の改正であります。

効率的かつ安定的な農業經營を育成するため、農業經營改善計画等の認定を受けた農業者に対し

て、当該計画に従つて総合的かつ計画的に農業經營の改善を図るために必要な長期低利資金を幅広く供給することとしております。

また、卸売市場資金の償還期限等の延長を行

うこととしております。

第二に、農業信用保証保険法及び農林漁業信用

基金法の改正であります。

第三に、農業近代化資金助成法の改正であります。

農業は、國民生活に不可欠な食糧の安定供給と計画等の認定を受けた農業者に対し、当該計画を

改正する法律案、林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

○錦織委員 國土保全あるいは森林の機能といふことと申しますと、それは、森林法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。





う。附則第二条第一項の規定により基盤強化法第六条第六項の承認に係る同条第一項の基本構想とみなされた実施方針(整備法附則第二条第二項の承認に係るものを除く。)の内容に照らしてなされたもの

の貸付契約を締結することができたものとして、三十六回の三の主要牛と請二十二、四首

改正する法律  
林業等振興資金金融通暫定措置法等の一部を

## (林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正)

2 旧公庫法の規定(前項の規定によりその例による場合を含む。)により農林漁業金融公庫が

十四年法律第五十一号)の一部を次のように改

率、償還期限(据置期間を含む)及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以内、十五年以内及び十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

卷之三

**第四条** この法律の施行前に成立している第二条の規定による改正前の農業用保証保険法第三

章第一節の規定による保険関係については、な

(農業近代化資金助成法の一都改正二半う整備  
お従前の例による。

措置)

**第五条** この法律の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての第四条の規定による改正

前の農業近代化資金助成法第二条第三項第四号

の利率については、なお従前の例による。

措置

**第六条** この法律の施行前に自作農維持資金融通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は中

注第2条の規定に付属する金融公庫との連絡契約を締結した貸付契約に係る

貸付金についての貸付けの利率については、な  
お前の方による。

## (罰則に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なる並前の別二による。

貞の通月は、いよいよ本筋の條に至る

## 効率的かつ安価的な農業生産の育成を図る二 理由

め、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改  
善のための実質的な農業経営の育成を図る方

善計画等の認定を受けた農業者に対して当該計画の達成に必要な資金を総合的に融通する二三三

の違反に必要な資金を総合的につくこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する

る理由である。

**林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律案**

農林水産委員会議録第五号 平成六年六月一日  
第一類第八号



第十四条の二 第四項中「農業改良普及所に属し」を「巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催、器材の利用その他の手段により」に「農民に」を「農業者に」に、「農業又は農民生活」を「農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活に改め、ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号に掲げる事務を行なう専門技術員のする同号」を「専門技術員の行う第二項」に、「の行なう」を「の行う」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 専門技術員は、前項の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たることができる。

第十四条の二に次の二項を加える。

6 改良普及員は、地域農業改良普及センターに属するものとする。ただし、専ら前条第一項第五号の研修教育に当たる改良普及員にあつては、農業者研修教育施設たる機関に属することを妨げない。

第十四条の六の見出しを「(地域農業改良普及所)を「地域農業改良普及センター」(以下「センター」という。)に改め、同条第二項を次のように改める。

2 センターは、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 その所属の改良普及員の行う第十四条の二第五項の事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。

二 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。

三 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと(第十四条第一項第五号の研修教育を除く。)。

第十四条の六第三項中「農業改良普及所」を「センター」に改め、同条第四項中「農業改良普及所」

を「セントラル」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第十四条の六の次に次の二項を加える。

(普及協力委員)

第十四条の七 都道府県は、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者のうちから、普及協力委員を委嘱することができる。

第二十三条第一項中「第十六条の二の規定による」を「当該」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号中「農業改良普及所」を「地域農業改良普及センター」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

3 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号リ中「第十四条第一項第三号」を「第十四条第一項第五号」に、「農民研修教育施設」を「農業者研修教育施設」に改める。

理由

効率的かつ安定的な農業経営の育成等に資するため、改良普及員等による普及指導の内容を充実するとともに、研修教育施設における研修対象者の拡大、普及協力委員の委嘱制度の創設等の措置を講ずるほか、法律の適用対象に蚕糸業に關する普及事業等を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成六年六月十日印刷

平成六年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局